

申入書

平成19年11月5日

株式会社ノヴァ

保全管理人 弁護士 東 畠 敏 明 殿
同 弁護士 高 橋 典 明 殿

NOVA被害対策大阪弁護団

団長 弁護士 尾 崎 敬 則
事務局長 弁護士 吉 田 之 計

<http://www.novaben.org/>

当弁護団は、貴社受講生等（申立て前に契約を解除、取消した元受講生を含む。以下「受講生等」といいます。）の救済を目的に大阪弁護士会所属の弁護士有志が結成した弁護団です。

貴社は、去る10月26日、大阪地方裁判所に会社更生手続開始申し立てをすると共に、全教室を閉鎖しました。

受講生30万人余、学納金未精算の元受講生も含めれば更に多数の債権者がいる貴社の更生手続の帰趨、債権者に対する権利変更の内容等は、社会的にも大きな影響をもたらすものと予想されます。

当弁護団としては、受講生等の保護の観点からすでに平成19年10月31日口頭で申入れを行いました。改めて文書で以下の点について申し入れます。

- 1 受講生等に対し、迅速且つ正確な事情説明を行うこと。
- 2 事業譲渡等、業務遂行にあたって受講生等の権利の保全、保護に最善を尽くされること。
- 3 信販会社に対し、1回払い、2回払いを含む受講生等に対する立替金の引き落とし等を停止し、少なくとも申立後に引き落とししたものについては、受講生等に速やかに返還するよう要請すること。
- 4 役員、監査法人等についてその法的責任を徹底的に追及すること。
- 5 信販会社、広告代理店及び広告媒体等、貴社に関与した者の責任について必要な調査を行い、その結果を公表すると共に、貴社において法的措置が可能な場合には必要な措置をとること。

貴社については、何年も前から、契約者の苦情相談が全国の消費生活センターに多数寄せられており、その販売方法や解約時の精算方法に問題を有していたことは関係者や全国の消費生活センター等の間では周知の事実でした。にもかかわらず、これらの問題点について何ら改善もないまま、大量の広告を媒介として、多数の被害者が日々生み出されたという実態があります。また、3年分ものレッスンポイントを購入させるという従前の貴社の商法は、これに与信する信販会社なしには成り立ち得ないものでした。貴社と顧客とのトラブルの実態について、信販会社がどのような事実を知り、また、貴社に対し、どのような対策方求めていたのかを明らかにすることを求めます。

以上